

「独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令」の公布 及び意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

【概要】

意見募集期間：平成 29 年 1 月 16 日（月）から平成 29 年 2 月 14 日（火）

告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページ

意見提出方法：郵送、FAX 又は電子メール

【意見総数】

意見の提出者数：1（意見の件数 1 件）

（内訳）

地方公共団体 1

【提出意見及びそれに対する考え方】

提出された意見とそれに対する考え方は別添に示すとおり。

No.	頁	行	該当部分	御意見	御意見に対する考え方
1	1	17	1. 改正の趣旨	独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令案（概要）の「1. 改正の趣旨」の4及び5段落目において、「破産、死去、相続等により保管事業者が不明である場合や、資力不足の場合など、・・・そのような場合に、自治体が事務執行に係る負担に加えて処分費用の全てを負担することとするのは必ずしも適当ではなく、行政代執行を行った自治体に対する支援が必要・・・」とされている。 つまりは、自治体を実施した全ての行政代執行が支援の対象ではなく、「破産、死去、相続等により保管事業者が不明である場合や、資力不足の場合など」が条件とされるように読める。 処分期間の末日から1年間で、改善命令の発出及び行政代執行を行う必要があり、自治体が躊躇なく行政代執行が実施できる体制整備が必要と考えられることから、すべての行政代執行を対象に支援がなされる必要があると考える。	ご指摘の部分については、行政代執行を行った自治体に対して支援が必要となる趣旨を説明しているところであり、行政代執行に対する支援を特定の場合に限定して行う必要があると説明しているわけではありません。環境省としても、自治体が短期間に躊躇なく行政代執行を含む行政処分を実施できる体制整備が必要であると認識しているところ、具体的な支援の方法等については、ご指摘の点も踏まえ、今回の省令改正後、具体的に検討し、お示ししていくこととしております。